

裁 決 書

〇〇〇

審査請求人 〇〇 〇〇 様

処分庁 〇〇市社会福祉事務所長 様

審査請求人が令和2年7月3日付けで提起した、令和2年6月16日付けで〇〇市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った生活保護再支給申請にかかる決定処分（以下「本件処分」という。）の審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

- 1 令和元年9月17日、処分庁は、審査請求人に対する、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護（以下「保護」という。）を開始した。
- 2 令和2年6月8日、審査請求人は、処分庁に、同月5日に支給された生活保護費約61,000円を同日に紛失した旨を連絡し、同月15日付け生活保護費再支給申請（以下、「本件申請」という。）をした。
- 3 処分庁は、審査請求人から事情を徴取し、手持金等の状況を勘案したうえで、生活に充てるべき手持金（10万円、新型コロナウイルス感染症に関する特別定額給付金。以下「特別給付金」という。）を有しており、これを充てれば最低生活が可能と判断したため、令和2年6月16日に、本件申請を棄却する内容の本件処分を行った。
- 4 審査請求人は、三重県知事に対し、令和2年7月3日付けで本件処分を不服とし、本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件処分を不服とし、主に次のとおり主張している。

- (1) 保護費全額を紛失し、本件申請をしたが、特別給付金はどうされたか聞かれた際、全て使ってしまったと言えば、使い道等細かく聞かれると思い、以前起こした交通事故の罰金の為に残してあると嘘を言ってしまった。

その為、再支給が認められなかった。しかし、実際は使ってしまったので、大変生活に困っている状態である。

- (2) 処分庁が再支給を不可としたのは、特別給付金を所持している明確な証拠もなく、想像に基づいて出した不当な決定である。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、本件処分を不服とし、主に次のとおり主張している。

- (1) 審査請求人は令和2年5月21日に特別給付金を受給しており、本件申請に伴い、処分庁がその残額を確認したところ、令和元年12月に無免許運転で事故を起こし、その罰金の支払いのために使わずに全額保管しているとの回答を得た。審査請求人とは別件の転居相談について度々連絡を取っていたため、再支給の判定のために重要と思われる手持金については計3回残額を確認しているが、全て同様の回答を得ている。よって、審査請求人は本件申請時に支給額を上回る手持金を有しており、これを生活費に充てるべきであると判断し、本件申請を却下した。

- (2) 本件処分に先立ち、電話で手持金保有により本件申請を却下すると伝えると、特別給付金は姉に預けてある、すでに全額使ったと話を二転三転させ、手持金を保管しているといったのは嘘で、実際には所持金はないとの申し出があった。そもそも、所持金につき虚偽の報告をする必要はなく、所持金が再支給の判断基準になっていると分かった途端に発言を二転三転させており、証言内容が信用できない。

- (3) 処分庁は、審査請求人から事情を詳細に聴取した上で決定を行っており、審査請求人の虚偽の報告を理由に本件処分が覆されるべきではない。

- (4) 扶助費はこれを所定の方法で相手方に交付すれば給付として完了するものであり、いかなる事情の場合も当然に再支給する義務を負うものではない。

理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)の第10の4は、扶助費の再支給について、「前途された保護金品又は収入として認定された金品(以下「前途保護金品等」という。)を失った場合で、次のいずれかに該当するときは、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できるものであること。」と定め、「(1) 災害のために前途保護金品等を流失し、又は紛失した場合」、「(2) 盗難、強奪その他不可抗力により前途保護金品等を失った場合」としている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10の間16は、扶助費の再支給に係る留意事項として、「その他不可抗力の認定」については、「その他としては遺失等が考えられるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められない。遺失の場合も、警察に遺失届の提出を必ず行わせること。」とし、「被保護者から扶助費の再支給の申請があった場合には本人及び関係者等から事情を詳細に聴取するとともに、必要に応じて実地調査等を行い、失った理由、金額、当時の手持金等について十分に確認すること。」、「被保護者が預貯金を有しており、これを充てれば最低生活が可能と認められる場合は、自己の急迫・緊急状態を回避するため、最優先として預貯金を生活維持に充てさせること。」としている。
- (5) 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)の間10の16の「保護金品の再支給」において、前渡された保護金品を災害盗難等により失った場合の対応として、「本来、扶助費はこれを所定の方法で相手方に交付すれば給付として完了するものであり、いかなる事情の場合も当然に再支給する義務を

負うものではない。実施要領に規定されているところは、特定の場合の取扱いを示したにすぎないものである。したがって、盗難や災害の事例を種々の方法により確認するだけでなく預貯金・手持金等の状況を勘案した上で最少限度の額を支給することとすべきである。」と規定している。

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

- (1) 法第3条は被保護者の最低限度の生活の維持を求めており、保護費の再支給にあたっては、処分庁は被保護者が最低限度の生活の維持が可能かを調査する必要がある。

課長通知では、扶助費の再支給にかかる留意事項として、「被保護者が預貯金を有しており、これを充てれば最低生活が可能と認められる場合には、自己の急迫・緊急状態を回避するため、最優先として預貯金を生活維持に充てさせること。」としている。

これを本件についてみると、処分庁は、審査請求人に複数回にわたり確認し、審査請求人が特別給付金を保有していることを確認したうえで、生活維持に充てられる手持金を有すると判断し、本件処分を決定している。

しかし、処分庁の弁明書によると、処分庁が、令和2年6月16日の本件処分通知に先立ち、審査請求人に手持ち金保有により申請を却下する旨を伝え、審査請求人は特別給付金を既に使用した旨を処分庁へ説明したとしている。

審査請求人が「生活に充てる手持ち金を保有している」ことは、本件処分を決定する理由となっており、処分庁は書面で本件処分を通知するにあたっては、審査請求人の主張を改めて調査する必要があったと考えられ、それを十分に行わず、本件処分を通知したことは、処分庁が必要な調査義務を十分に果たしていないと言わざるを得ない。

- (2) 問答集では、「本来、扶助費はこれを所定の方法で相手方に交付すれば給付として完了するものであり、いかなる事情の場合も当然に再支給する義務を負うものではない。」としているが、上記のとおり、処分庁が本件処分を行うにあたって、必要な調査義務を果たしていないと言わざるを得ず、本件処分は違法と判断せざるを得ない。

- (3) また、局長通知では、扶助費の再支給について、「(1) 災害のために前途保護金品等を流失し、又は紛失した場合」、「(2) 盗難、強奪その他不可抗力により前途保護金品等失った場合」としており、課長通知では、「その他不可抗力の認定」とは、「その他としては遺失等が考えられるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されない

限り、不可抗力とは認められない。」としている。

処分庁は、本件処分を行うにあたり、本件処分に係る遺失金について、令和2年6月10日、審査請求人に面談し、次のとおり確認している。

- ① 遺失した日時は、令和2年6月5日午前11時から午後1時の間であること。
- ② 遺失場所は不明であるが、〇〇鉄道にて移動していたので〇〇市役所から〇〇鉄道などの間であろうとのこと。
- ③ 遺失した金額は保護費支給額の約61,000円であること。
- ④ 状況としては、ズボンの後ポケットが浅いものであったため、そこから落としたものであろうとのこと。
- ⑤ 紛失した当日に〇〇署に行って、届出をしていること。

上記の遺失にかかる状況について、課長通知にある「社会通念上一般に要求される程度の注意をした」といえるかどうか、審査請求人が主張する遺失が不可抗力によるものかどうかについて、処分庁は、弁明書等を見る限り、審査請求人に対し弁明を求めたり、検証した形跡は認められない。処分庁は、再度の決定をするにあたっては、この点も検討する必要がある。

(4) 上記のとおり、審査請求人の最低限度の生活の維持の可否及び審査請求人が主張する遺失の不可抗力の有無については、処分庁が改めて検討を行い、審査請求人への保護費の再支給の要否を判断する必要がある。

結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和4年8月18日

審査庁 三重県知事 一 見 勝 之

